

医政第1320号
平成27年3月25日

公益社団法人熊本県医師会長
公益社団法人熊本県歯科医師会長
公益社団法人熊本県薬剤師会長
公益社団法人熊本県看護協会会長
社団法人熊本県助産師会長
全日本病院協議会熊本県支部長
熊本県公的病院長会長
全国自治体病院協議会熊本県支部長
熊本県訪問看護ステーション連絡協議会長
熊本市保健所長
各県保健所長

様

熊本県健康福祉部健康局医療政策課長

保健師助産師看護師法第37条の2第2項第1号に規定する特定行為及び同項第4号に規定する特定行為研修に関する省令の施行等について（周知）
このことについて、厚生労働省医政局長から通知がありましたので、下記のとおりお知らせします。

つきましては、貴関係機関へ周知いただきますようよろしくお願いします。

記

- 1 厚生労働省通知文等
 - 厚生労働省医政局長通知
 - 様式1～7、参考
- 2 参考資料
 - 省令
 - パブリックコメント結果概要

【参考】

- ◆保健師助産師看護師法第三十七条の二第二項第一号に規定する特定行為及び同項第四号に規定する特定行為研修に関する省令等について

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000077985.html>

- ◆パブリックコメントの結果概要

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495140392&Mode=2>

（問合せ先）

担当：医療政策課 看護班 古閑

TEL：096-333-2206

e-mail：koga-f-pref.kumamoto.lg.jp